

第十六回 参議院法務委員会會議録第十四号

昭和二十八年七月十六日(木曜日)午前
十時三十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 那 祐一君
理事 宮城タマヨ君
亀田 得治君

委員

青木 一男君
小野 義夫君
楠見 義男君
赤松 常子君
棚橋 小虎君
一松 定吉君
木村篤太郎君

政府委員

法務政務次官 三浦寅之助君
法務省刑事局長 岡原 昌男君
法務省保護局長 斎藤 三郎君
事務局側
常任委員 西村 高見君
会専門員 堀 真道君
常任委員 堀 真道君
会専門員

本日の會議に付した事件
○刑法等の一部を改正する法律案(内閣送付)
○逃亡犯罪人引渡法案(内閣提出、衆議院送付)

○小委員の選任の件

○委員長(那祐一君) 只今より本日の會議を開きます。

先ず刑法等の一部を改正する法律案につき質疑を続行いたします。

第四部

法務委員会會議録第十四号

昭和二十八年七月十六日【参議院】

○宮城タマヨ君 刑法等の一部を改正する法律案によりまして、私どもが長い間待ち願つておりました成人保護観察制度が確立しようとしておりますので、非常に喜んでおります。従来ならば実刑を科されておりました者が、裁判所は安心して刑の執行猶予をし、そして保護観察を附するということは、この被告人の非常に有利なることとてございませう。その点を有難く思つておるのでございませうが、ここに少しの疑問を持つておりますから保護局長にお伺いしたいと思います。この改正法案によりまして、裁判所は刑執行猶予を言い渡すときに判事の裁量によりまして保護観察に付すことができることとなつておりますが、その判事の裁量によりましてということが判決の前の調査制度といひますか、その特別の従前よりも念の入つた何かの調査によりまして、されることとてございませうかどうでございませうかというところとてございませう。今までのように執行猶予をつければなしにして野放しのままの者もあり、又プロベーションを付けられる者もあるというその裁量をいたしまするの備えはどういうこととてございませうかという点をお尋ねしてございませう。

○政府委員(斎藤三郎君) 執行猶予に付する場合、更に今回のように執行猶予の条件を緩和いたしましたして、執行猶予に伴う保護観察を付ける、或いは必要に付けるといふ場合に、裁判所がその事案が果してさうな処置が適当かどうかということについて判決する前に、十分それを検討しそれによつてきめなければならぬという点は正しくその通りと存じます。この法案を研究立案いたします際にもその点をいろいろと考慮いたして、場合によつては他の国において行なつておるような裁判所に調査官というやうなものを置きまして、判決前に十分本人の性格なり環境なりを調査するといふやうなことが望ましいのではないかと意見もございませう。理論としてはさういふこと私どもも存じております。但し現在の刑事訴訟法におきまして原告側である検事、被告側である被告及び弁護人といふものは、さうな点において争うことができないかといふ点の問題になりますので、現在のようにアメリカ等におきまして有罪無罪までは当事者間で争うが、それ以上のことはいくらか刑を見るか、それを執行猶予とするかどうかというところは、裁判所は専ら調査するといふ制度になつております。調査官を設けてその間を十分調査してそれによつて執行猶予なり保護観察を付けるということが可能でございませうが、現在では執行猶予にするかしないかということについて、被告なり或いは検察官なりがお互いに争う、それを裁判所が判定をする。こういう建前でございませうので、最後の情状につきまして裁判所が独自でそれを調査するといふことが現在の刑事訴訟法の建前ではとがたい、又とることのできなないといふ点からいたしまして、さうな制度を設けることは、現

在の刑事訴訟法を相当大幅に改正しなければできないといふ結論になりました。只今宮城委員の仰せられました裁判に當つて、さういふ点を重点を置くといふことは、今後の運用につきまして是非ともやらなければならぬことではあると思ひますが、調査官を置くといふことは現在ではそれはできないといふ結論になりました。従ひまして裁判所が審理の際に検事なり或いは弁護人側から十分さういふ資料を出させまして、それを裁判所が判定をされる。さういふことになりまして、自分の手足として調査する者を置くといふことは不可能である。現在の制度ではさういふ点から實際上において検察官或いは被告側から十分資料を出しまして、お互いに有利な資料を出し合つて、そしてそれを裁判所が判定をする。さういふこととてこの制度がいい結果を招来する、さういふことにいたしたいとかさういふ存じております。従ひましてこの法案が成立いたしました暁において、裁判所におきましてルールを作りまして、これについて適当な手続をきめる、さういふことに相成ると思ひます。

○宮城タマヨ君 その点は了解できました。ただ、どうしても本日の意味に保護観察を付けるということになれば、専門の調査官を置いて、刑事訴訟法を大幅に改革いたしましたも付けるのが本體であるかと思ひますが、一層の御研究を願ひたいと思ひます。それからこの現行の少年法によりまして、少年審判について家庭裁判所におきましては、少年調査官が調査することになつておりますのでございませうが、そこでこの審判の結果、決定によつて保護処分をされ、或いは仮出獄仮退院といふことがございませうやうなこの保護観察の中のバロールに當る場合とてございませう。保護観察のこの所管でございませう。ところがこの成人の保護観察制度でございませうといふと、これはいわゆるバロールでなくアプロベーションになるのでございませうが、少年法におきまして、昨日も申し上げましたけれども、この保護制度についての一貫性が無いといふやうに考へておりますが、殊に今度は本當の意味の保護観察、アプロベーションでございませうから、やはり裁判の判決の前に何とかして保護司をして調査させるというやうな一貫性を持つといふ意味から言つても、その調査制度といふことが非常にむずかしいならば、何とかその保護司を關係させるといふやうなことはできないものでございませうか。その点何か考へられたらよろしくございませう。

ら家庭裁判所と少年院保護観察所が絶えず十分な連絡をとつてやらなければならんと存しております。従いまして今回のこの法案が実際に施行になりま

いて、誰から見ても再犯の虞れない場合を招来することが望ましいのでございまして、そういうことに努力いたすつもりでございまして、その場合にその保護観察を執行猶予の期間中も解除するといふような制度を考えた

思つております。そうすると同法の同条項によりまして、監獄法又は少年法の保護処分による保護観察の場合に

なという事もなか／＼言にくい、お正月に酒を飲んではいけないとか、非常なめでたいときに酒を飲んでもい

に初めて取消すということになりますので、結局取消すという場合を考えま

○宮城タマヨ君 この改正法案によりますれば、この刑の執行を猶予されました者は、その猶予の期間中保護観察に付せられることになつておりま

が、観察所で仮出獄中の者につきましても保護観察を現在いたしておりま

○政府委員(斎藤三郎君) この案によりますると、いわゆる一般の遵守事項

行かなければならないというような大事なことを行行政機関に定めさせる

先ほど御指摘の、判決前の調査の問題にいたしまして、プロベーションとして

○政府委員(斎藤三郎君) その点は御指摘の通りだと存しております。執行猶予の期間中に保護観察をいたしてあり

○宮城タマヨ君 本法案の刑法第二十六條ノ二の第二号の規定のこの「遵守

飲み過ぎで問題を起したという人には深酒をするなどというやうなことを遵守

に映画に余り行くと言つたのを一回行つたから取消すというのでなくて、

部分が見ればまだ足りない点もござい

○宮城タマヨ君 そういたしますと、この立法の上では、四つの遵守事項といたうことになっておりますが、取扱の上では、少年法による保護観察と余り精神は変らないということを取扱つてもいいと解釈してよろしいのでございますか。

○政府委員(斎藤三郎君) 実際に、保護観察に当る保護司のかたへ、適当な指導、適切な指導をなさいまして、その指導に従つてやつて行く、こういうことになっております。現在と交らん精神で行われるものと考えております。

○宮城タマヨ君 いま一つ、刑の執行猶予は、刑の言渡しをされましてから、有罪の決定があつたあとに言渡される建前でございませうが、この期間中無事に、執行猶予期間中無事に経過しますれば、その法律上では、刑の言渡は効力を失うことになつておると思つておられますが、社会的にもやつぱり一旦受けました有罪の判決というものは、なか／＼消えるものではないといふように思ひます。そこで折角このアダプト・プロベージョンの制度を確立するのなら、いつそのこと被告人の更生保護に最も効果的と思われませう。執行猶予の制度をどうしておるといふことが、かつたかというのを、そのほうが刑事政策の上から考へて見ましても、非常に効果的で本人のためにもなるのじやないかというように考へておられますか、この点如何でございませうか。

○政府委員(斎藤三郎君) 只今の仰せの通りでございまして、執行猶予といふことに保護観察を結び付けてあるといふプロベージョン制度をとつておりますので、御指摘の通りに、宣告猶予

に結び付けて保護観察制度から比べますと、一旦は、裁判所から何々罪について懲役何年という言渡しを受けまして、而も受けるだけではなくして、関係者なり、或いは場合によつては新聞紙等にも出る場合もございませうし、一種の烙印を押されるということになりまして、本人の更生を図る上において相当の不利益を免かれな

いと存じておられます、できませうならば、宣告猶予を採用したいと存じていろいろと研究いたしました。宣告猶予をとると仮にいたしました場合に、どういふ難点があるかということに現在の刑事手続を一応の前提といたしまして考へた場合に、二年なり、三年なり、四年なり経つた後に、若し本人が裁判所に誓約したこと反して、相変らず不良行為をやつておる。場合によつてはどんな犯罪を犯すか知れないといつたような場合には、当然この制度の何といふか、建前上、それを取消ししなければならぬ、その場合の裁判判決をどういふふうにしてやるか、仮に裁判官が判決書を作つて、金庫の中にしまつておいたといふふうにしたとしても、判事が變つたといふふうな場合に、その独立不羈の判事が他の判事の判決を言渡すといふことが果してできるかどうか、自分の良心にない、良心に反するような判決を言渡すことができるか。判決書を作つておかないといふことにいたしますと、もう一遍裁判手続をやり直さなければならぬ。そうすると証書書類、関係者等も散逸いたしまして、果して裁判ができるかどうかという点を考へますと、非常な難点がございませう。これは訴訟手続を有罪と、それから情

状といふふうには、刑事訴訟法を二段階にいたしました。一応有罪だけは確定しておいて、そして刑は裁判所がいろいろ事情からきめるというふうな制度をとつておれば、有罪という一応の段階まで進めておいて、あとは刑期を言渡さないで宣告を猶予して、そして保護観察にする。そして若し、稀ではございませうが、不良な成績を示した場合には、裁判所が自由に適當と思われ

る裁判ができる、判決を言渡されるといふ制度ができなければならぬと。現在の刑事訴訟法は、それと非常に違ふことになっておりますので、私どもの立場から言つて、宣告猶予をとりたいという気持ちでございませうが、さような事情から一応執行猶予の現在の制度といふことを建前とすれば、決してこれでは理想ではないと思ひますが、併し一歩前進といふ意味合で、執行猶予に保護観察を付けるといふ制度でこの制度を充足させたい。この制度でございませうか。

○宮城タマヨ君 現在これを一段と進めて宣告猶予に行くべきだといふ当局の考へでございませうか。

○政府委員(斎藤三郎君) その点は、私もともして、是非早くせういたしたいと存じておりますし、又法務総裁から諮問をされました、在野の法曹の代表のかた、学界、知識経験者の審議会におきまして、それが理想である。従つて今後それを研究して、そのういふふうに進むべきだといふことを附加して意見を述べられるわけでございます。私どもとしても、できるだけ早くせういふことに持つて行きたい、そのために努力いたしたい。かように存じます。

○一松定吉君 刑の宣告猶予の制度は、すでに外国にも行われているのでございまして、現に私が衆議院議員であつたときに、何回もこれを、議員提出法案として出して、そして衆議院は二回通過した。あなたは御承知でしょう。それが未だ我が国には実現せられないことを私は遺憾に思つておるんですが、今あなたの御説明によると、宣告をしないで、そのままに数年経過した後に、その宣告猶予の判決を取消すといふときには、新たに裁判をするにいつて裁判官が變つておる、或いは証書書類等が散逸しておるというやうな弊害がある、又判決文を作つておいたとすれば、人の作つた判決文を取消するときに、関係のない裁判官がそれを言渡しをするといふ不都合がある、このういふやうなことで、宣告猶予という制度はいけれども、未だこれを実行せずそのまゝになつておるが、但し我々もその実現に努力したい、このういふ御意見でありましたね。ところがそれは私は理由にならんとおるのです。これは、事実の審理を終り、検事の論告を済まし、弁護士が弁論をし、そうしてこれから合議して判決しようといふ前に裁判所のほうが刑の宣告猶予といふ言渡しをするといふことにすれば、すでに証拠もすべて揃つてしまつて本當に判決を言渡しただけが残つておるといふことでは、判決を仮に書いてあつても、その書いてある判決を後の判事が言渡しと言つて、後の判事は法の命するところによつて先の判事が認定をしてそうして判決に書いてあるのを國家の命令によつて言渡しといふのは何も不都合なことではない。そ

れから判決を書いておかなくて、宣告猶予を取消さなきやならんといふときに、更に裁判をするといふことは、更に裁判をすることが必要であれば、さういふ明文を置けばいいわけだ。要は刑の宣告猶予といふのは、今お話のありましたように、いわゆる勸善懲惡で、本當にその人の改過遷善を國家が手を引いてやつて、再びかくのごとき罪を犯さないといふようにその人を指導するといふ重大なる力を与えることなんだ。執行猶予といふことになると、執行猶予の期間満了するまでは一つの前科者だ、犯罪者だ。だからしてすべての公権も行使できない。宣告猶予であると、前科者でもない。体はきれいなんだ。だからしてそのきれいな体を保持して再び過ちを犯さないようにしようといふことによつて、その人物を立派に導くことができ、再び罪を犯さんことができる。このういふ偉大なる効力をそこに持つ。ですからして私はどうしてもこの刑法の改正のときには、その犯罪の種類を限つてもよければ、条件を嚴重にしてもいいが、刑の宣告猶予という制度は設けたほうがいいと、こう思つておるのです。が、あなたの御意見をもう一度伺つてみたい。但しこれはかういふやうな刑の最も重要なことだから、あなたの御意見としては今確定の意見は述べられまいが、あなた御自身の私見であるといふことでも結構ですから、一つ速慮なく述べて頂きたい。

○政府委員(斎藤三郎君) 刑事手続のことにつきましては、所管も違ひますので、私から責任のあることは申し上げかねます。ただ私は犯罪をした人の改善更生といひますか、さういふことの仕事を命ぜられておりました、その立

場から言いますと、もう御指摘の通りでございまして、宣告猶予が執行猶予に勝ること万々でございまして。私としましては、できるだけそれを早く実現させたいと思っております。本来大體この制度を私どもが考えましたのは、全国にたくさんおられる保護司のかたが現在成人については仮出獄中の者の改善更生を図つておられるのでござい

ます、一週刑務所に入つた人の改善更生を図ることが非常に困難である、これを刑務所に入らんでするならば自分たちが非常に仕事しやすいという非常な熱願から、私どももそれに御尤もと思ひましてこれをやりまいたいさつでございまして、宣告猶予に進みたい。又それが各府でも最も進んだ方向であるというふうに言われておるのでございまして、一日も早くこれを宣告猶予まで進みたい、こういうふうに存じております。

○一松定吉君 只今政府委員の御答弁によりまして、所管も違ふようですが、これ以上政府委員を問ひ詰める必要もありませんが、いづれこれは法務大臣でも御出席を願ひましたときに私から更に質問を継続することにいたしました、関連質問はこれでやめます。どうぞ宮城さん。

○宮城タマヨ君 私いま一つ心配いたしておりますのは、裁判で以て刑の執行猶予があり、それに保護観察制度が付きまゝということになると、自然に今までも刑の執行猶予者が多くなると思つております。それが又私ども願ひたいところなのでございまして、そうなりますと、今度は検察官の起訴が、起訴猶予にしておくと、どうせこれは裁判所において執

行猶予の恩恵にあずかられるかも知れないから、まあ送らうというよりなことで簡単に取扱われて送り込まれるというよりなことがございまして、どうせなら、

○政府委員(重藤三郎君) その点は私も心配いたしております。日本の現在から言つて、起訴をされたということでは非常なまあ本人が社会的に不利益といふか、変な眼で見られるといふのが實際でございまして、若し保護観察が付いて執行猶予の条件が緩和されたというところによつて、従来と違つて、必要なくして……必要なくして……この語弊がございまして、簡略に起訴するといふようなことがあつてはならないと思つておりました、これにつきましては所管の刑事局長ともいろいろと話をいたしておりました、実施の晩におきましてはさようなことのないようにいたしたいと、かように存じております。

○宮城タマヨ君 まだ数点ございまして、後の機会に譲りまして、最後に保護司の問題で少し伺ひたいと思つております。この改正法案によりまして、第一回目に刑の執行猶予を受け、これにプロベシジョンが付かなかつた場合は、第二回目に刑の執行猶予はできるでございまして、第一回目に執行猶予にプロベシジョンが付けば、第二回目は刑の執行猶予が付かないことになつておるのでございまして、そういういたしますと、非常にプロベシジョンの役割は大したもののでございまして、又言つてみますと、或る人にはプロベシジョンが付かなかつたほうがよかつたというふうな結果にもなるのじやないかと考えられるので

ございまして。そこで保護観察の当を得なかつたというふうな場合には、第二回目は刑の執行猶予が付かないで実刑になる、プロベシジョンが付きまゝたときには、第二回目は刑の執行猶予が付かないことになりまして、この遵守事項に違反いたしましたような場合には、刑の執行猶予が取消されるのでございまして、そうすると、この二つの場合を考えますと、悪く行きますと、実刑が科せられ、そうして溯つて、科せられた刑が又加えられるというふうな場合も出て来ると思ふのでございまして、そこで私はこの重大な結果を生みます保護司の任務というものは、非常に大したものではないかと思つておりましたが、これにつきましては保護司の増員或いは保護司の質というふうなものに対して、何か特別な新しい制度が加わりますことについて新しく考えられておりますか、

○政府委員(重藤三郎君) 現在保護司は保護司法によりまして定員が五万二千五百といふことに相成つておりますが、この選考につきましては各県の各界の代表のかた十数名からなる選考委員会を設けまして、その御意見を伺つて法務大臣が委嘱をするというふうなことにいたしております。又さような制度上十分慎重な態度で選考いたしますが、更に選考した結果、若しそれでも適当でないというふうなことがあつた場合のことを恐れて、期間中も短期間の期間をおきまして、期間中にやめて頂く、又不必要な摩擦を生ずるわけでもございまして、短い期間、二年という期間をおきまして、絶えず適当な人で以て構成するように考えております。

す。今回のこの法案の実施によりまして、保護観察が非常な責任を負ふことに相成りまして、単なる名目的だけの保護観察というふうなことであつては誠に申訳ないといふことになりまして、この保護観察の実施に当りましては、十分に対象者の適切な保護と指導とが行われるようにいたさなければならぬと存じておりました。従来からさうな方針でございまして、特にこの制度によつて保護司のかたへ、これに對してどういふことをするかというふうなことで、現在まださういふことは考へておりませんが、従来から毎月一回、昨日も申し上げましたが、保護司の地区の二、三十名、四、五十名くらい、少数の単位の保護司会を開催して、そこに担当の保護司なり、場合によつては観察所長が出かけまして、さうして適切な指導を行い、さうして事件についての報告を受け、又指示をするといふことにいたしておりましたが、それを今後とも勵行し、場合によつてはもつと頻繁にやるといふようなことも考えなければいかんと思ひます。又この制度の実施によりまして、御指摘のやうに事件の殖えるといふことを想像しなければならぬ。又それであつて初めて効果が上るわけでもございまして、それで本年度は大蔵省と折衝いたしまして、保護司の数は殖やしておりましたが、それは現在五万二千五百でございまして、実際には適当な人を得るといふようなことのために、はつきりした数字はわかりませんが、すけれども、四万四、五千くらいの保護司がおりますと思ひます。従ひまして全国の市町村に、大抵の村には一人以上はおりますといふことに相成つております。

が、さような關係で、若し件数が殖え、足らなくなつたという場合には、保護司の増員を考えなければならぬと思ひますが、現在では法律改正までは行かないと思ひますが、保護観察官が現在六百人以上に観察所におります。その人々が現在七万人くらいの件数を持つていて、結局自分では直接全部をやるといふことは到底できませんので、四万四、五千の実在する保護司に何件かずつ事件を担当してもらひまして、さうして保護司と観察官とが一緒に保護観察をいたしておりました、その間の連絡を緊密にするといふことを今後とも考へる。

それから観察官の数を今度のこの制度の実施に備へまして、今年度九十三名増員を考へております。これは四月の一日から増員の予算を頂戴いたしておりました、現在着々増員をいたしておりました。さうして本年度はこの観察官につきましてもこの制度、かような刑事手続上の重要な一環を持つことになりまして、従来のようなケース・ワーカー、ソシアル・ワーカーの面だけでもなくして、やはり刑事手続のことについても観察官が了解しておられるといふことが必要だと思ひまして、今度の新規に採用した者、又既存の観察官のうち適当な人を選びまして、新規採用の九十三名全部、そのほか前からおる観察官のうちからでも適当な人を選びまして、二、三カ月、検察庁なり、裁判所なり、観察所の実務を研修する、その上で観察所に配置する、こういうことをいたしたいと存じております。

それから保護司の問題につきまして今考へておりますのは、大要は従来

が、さような關係で、若し件数が殖え、足らなくなつたという場合には、保護司の増員を考えなければならぬと思ひますが、現在では法律改正までは行かないと思ひますが、保護観察官が現在六百人以上に観察所におります。その人々が現在七万人くらいの件数を持つていて、結局自分では直接全部をやるといふことは到底できませんので、四万四、五千の実在する保護司に何件かずつ事件を担当してもらひまして、さうして保護司と観察官とが一緒に保護観察をいたしておりました、その間の連絡を緊密にするといふことを今後とも考へる。

の通りの方針でございますが、今後いたさなければならぬと思つておりますのは、現在保護司がいろいろな関係から件数を不均等に担当しておられる向きでございます。これは是非均衡して事件を担当してもらふようにいたしたい。それによつて数は殖やさなくても実際には殖えたような効果を得るのではないかと。誰でもお願ひできる仕事ではございませんし、本当に手銭、手弁当でやつてやろうというかたで、而も人格なり、熱意なりをお持ちのかた、こういうことになりますると、数だけ殖やしてもなか／＼實際の人を得るといふことは困難でございます。勿論そういう適當な人を殖やすというには努力いたしたいと思つておりますが、急いで、ただ数だけを殖やすというよりは十分慎重にしなければならぬ、かように考えまして保護観察の重要な責任を負ふことになりまことに対処いたしたい、かように存しております。

○宮城タマヨ君 この専門家でございますが、観察官は増員が九十三名だけだといふ、そしてそれに十分な研修をさせなければならぬといふことなのでございまして、まあ数も全国で僅かに九十三名の増員では甚だ心細いことではございまいしと思つております。けれども、まあ今のところ仕方がないと思つて、大部分の問題は専門家でない、保護司法による保護司のかたが主に問題になると思つております。従来はやつぱり特別な、まあ篤志家のようなかたを選び、それから期間も短くというふうな、今の御説明にございまして、それは余り迷惑がかかるから、長くは御迷惑だといふ意味も私あるだらうかと思つ

ます。けれども、今度この大事な、つまり刑をきないでもいい者がやりこなつたから実刑に科せられるというふうな瀬戸際の難を握つております保護司でございまして、むしろ期間を短くするというふうな考え方でなしに、もつと専門的な者を、できますなら少し長く、半役人のような形で採用するといふような方法を考えたらどうだろうかといふように思つております。そうしてただ月に一回の、いわゆる保護司の会合でケース研究を持ち寄つてやつて行きますよといふようなそんななまぬるいことではなくて、もつと専門的な知識を得るような研修の機会を与えて頂いて、そうしてそれにも十分な予算を取らなければ、これは大変な大きい問題が、むしろこのプロベーション・システムができたために大変なことが起るのではないかと、私実は心配しておるのでございまして、それでは要は昨日からも問題になつておりますように、かかつてこれは予算の問題でございまして、又予算のほうの問題は国会のほうでも大いに押しすすけれども、実際は今向へば五万人はいないといふお話でございまして、四万四千人にいたしまして、その人たちがこんな割の悪い仕事は縁の下の方持ち御免だと言つて、一遍ストライキをやつてみたら、国民の人たちは枕を高くして眠ることができないので、これはこういう隠れた仕事を黙々と仕事をしていらつしやるかたが四万人以上もあつたと思つておるのでございまして、そこです。今までの保護司にいたしまして、保護司の優遇問題があつたように皆さんが心配して、国会議員にいたしまして

心配いたしていらつしやるようなわけなのでございまして、今度のもつともつとこれは重大問題が起りますから、十分に予算を取つて、そうして十分に働いて頂く、まあ半専門家になつて頂いて、片手間仕事でないかたも中には起つて来るといつたような私結果になることを願つておるのでございまして、その辺についての一つ保護局長のお考えを伺いたいと思つております。

○政府委員(斎藤三郎君) 只今宮城委員の仰せられた通りでございますが、その通りに考えております。私どもがいろいろな関係からではありましようが、一つには私どももまあ努力の足りない点も大いにありますと思つております。保護司に對する十分な活動資金を現在差し上げておらないといふ点は誠に申訳ないと、残念だと存じております。昨日、本委員会非常にお示し頂いて同情的な関心のほどをお示し頂きました。私も本心に心強さを感じておりました。非常に感謝をいたしておりました。非常にお示し頂いておりました。今後できるだけ努力をいたしたいと、かように思つております。

○宮城タマヨ君 今日これで私はよろしうございまして。

○赤松常子君 今度期間が七年から五年に縮められますと、どのくらいのかたがそれに属されますでしょうか。

○政府委員(斎藤三郎君) 大体この制度が実施された際に、どの程度の人がこの制度の適用を受けるかということを考えて、今までのいろいろな準備をいたして参つた次第でございまして、その一部がございまして、それを申上げますが、昭和二十三年から二十五年まで執行猶予中に再犯を犯

した人の数、これが先ず必要になるのではないかと。その数が一年間に八千五百三十人ということに相成つております。次に今度の執行猶予の、この法案によります執行猶予要件が七年から五年に短縮されます。その関係で対象者としてその短縮された人がどのくらいあるかということになります。と、結局私もその数、もう一つの数があるのでございまして、全然初犯で入つておられる人が先ず対象者になり得るわけでございます。それから初犯ではないけれども、前に一遍処分を受けたけれども、五年以上を経過しておられる人、七年以上を経過したという人がどのくらいあるかと言いますと、結局刑務所に入つておられるうちから前に処分を受けて五年経つていないという人を引けば、初犯の人とそれから五年以上経過した人、これが出るわけでございます。そういうた勘定をいたしました結果によりますと、これも年度末の平均数だろと思つても、入監しておられる人の数が六万二千、刑務所に入つておられる人が六万二千といふことになりまして、その中から二万一千人を引いた残り、結局四万一千人の人が、初犯の人と前に処分を受けたけれども五年を経過しておられる人ということになります。これが今度の制度が実施された際に執行猶予になり得る人です。現在刑務所に入つておられる人のうちから、先ず何割程度が裁判所が果して引渡すかどうかというところは、これは全く一つの事件について裁判官が調査の結果おきめになることで、見当のつけようがありませんが、まあ今までの長年の勘から言ひまして、大体三割くらいはなるのじや

ないかといふのが最高裁判所あたりの専門家の推測といひますが、腰だめの計算でございまして、そういういたしますと、それで一万一千人の人がこの対象になりはしないか。そうすると前の八千人と一万一千幾ら、結局二万人程度が今年の四月からこの制度を実施しておれば刑務所に現在入つておられるうちから保護観察のほうに廻つて来るといふ数になりはしないか。こういうふうな計算をいたしたのでございまして、現在刑務所に入つておられる人がございまして、執行猶予を受けておられる人で現在まで執行猶予を受けておつただけでも失敗した人の数です。その程度の人には保護観察を受けるのではないかと、初回であつても……現在一六・七割くらい執行猶予中に再犯を犯して取消しになつておりますから、その人の数くらいは裁判所が初度目にしわしないか、それが約八千人。それから刑務所に入つておられるうちで、今度資格が緩和して執行猶予可能になつた人の三割程度といふものを足しまして、結局二万人という程度、というのが本年四月年度初めから実施しておればこの一年の間にこの程度の人々が保護観察に新たに廻つて来る、こういうふうな計算をいたしたのであります。

○赤松常子君 これが毎年実施されましてもその程度の数字、予想と見てよろしうございまいしでしょうか。

○政府委員(斎藤三郎君) これは執行猶予の期間というものが一年から五年ということになつております。裁判所から言渡される執行猶予の期間というもの、一年から五年といふことになつておりますから、一年目に二万人あり

ますと、まあ一年から五年まで裁判所がやられるので仮に三年が平均だということにいたしますと、三年経つたのちは最初の一年間に入る人の三倍というものが常時保護観察のほうに廻つて来る。

○赤松常子君 殖えるわけですか。

○政府委員(斎藤三郎君) 保護観察に溜つておるのが一年間二万人でも、三年ということになれば、常時この制度によつて保護観察に附されておる人が六万人ということに相成るか、かように存じております。

○赤松常子君 だん／＼殖えて参りますわけで、それが大変うまく行けば非常に喜ばしいことであるが、宮城委員もおつしやつたように、これほどの大きな改革が行われて、それを受入れる態勢というものが非常に、先ほどから伺いましたところ貧弱だと感ずるわけでございます。それで私ちよつと素人でよくわからないので伺いますが、今現在全国には保護観察所が幾らで、保護観察官は幾らで、その養成というものはどういふふうになされておるか、簡単に御明示を願いたいと思つております。

○政府委員(斎藤三郎君) 保護観察所は現在各都道府県に一カ所づつございまして、先ほど申し上げましたように裁判所が支部を設けております。丁度家庭裁判所から、少年は支部からも参ります。又この条文ができますと地方裁判所の支部からも大人についての保護観察の事件が参ります。こういうことになりまして、将来としましては私は是非裁判所に対応する必要だけの支部は設けなければならぬと、かように存じてその方面に努力しておるわけでございます。

それから観察官の数は現在観察所に五百五十九名、委員会に観察官が八十八名でございます。委員会と申上げますのは各高等裁判所、検察庁管轄の下に東京、大阪、名古屋、福岡、仙台、そういつたふうに入所委員会がございまして、この委員会が中間の監督機関をいたしておる、又両有の権限としてその管轄区域内の刑務所、少年院から条件付で釈放の決定をいたしております。その委員会に八十八名、合せまして六百四十七名というふうな観察官の教に相成つております。

それから保護司の数は現在五万二千五百まで委嘱ができることに相成つております。それからそれでも足りませぬし、又もう徹底するためにこれは制度上は何もそういうことの根拠はございませぬが、全国の学生、或いは若い、学生から出たばかりの若人、或いは若い、若くして、少年事件を手伝つてもらつておられます。これは全く制度ではございませぬで、友だちになり兄になり姉になつてもらつたというところで保護司や保護観察官の援助者といふことも、アメリカでやつておられますビッグブラザーズ・アンド・シスターズ・ムーブメントというふうなことをやつておられます。現在そういう男女青年でございまして、全国で一万人くらいございまして、学業の余暇、或いはケース・ワーク、グループ・ワークで夏休みにキャンプを作つて対象少年を連れて行く、そういうふうなことをやつておられます。そういういろ／＼な面から援助を受けて資金面を賄つてやつておられます。単なる制度だけでも、又役人だけでもこれは解決しない問題でございまして、そういうふうな各方面の御協力を申しますか、そういう方面の協力を得て初めて効果を生む、かように存じておる次第でございます。

○赤松常子君 保護観察官のその資格というふうなものはございまして、ですか。又その養成などはどうしておられますか。

○政府委員(斎藤三郎君) いろ／＼と研究案をいたしましては、保護観察官、或いは副保護観察官といふことが、監督官というふうなものを作りまして、観察官としては旧制大学卒業以上というふうなことも考えておりましたけれども、現状においてそういうことにはこだわつて適当な人を得られないといふことでもならぬと思つて、できるだけいい人を探るといふことに専念いたしまして、殊に最近では学生時代からそういうビッグブラザーズ・アンド・シスターズ・ムーブメントに入つてこの事業に関係を持つておる人の中から採用するといふようなことをいたしております。

それから研修につきましても、今できるだけ研修をいたしたいと存じて、昭和二十五年に観察官の幹部の職員を約二割程度東京に集めて一週間程度研修をいたしました。そのほか地方で研修をいたしました。それから二十六年、二十七年、それから本年は五十七名づついたしておられます。

殊に昨年度からは機構の改正によりまして、外局から内局に入りましたので、法務省の大きな研修所で二十日間づつ幹部の観察に當る職員を六十名程度、五十七名研修いたしました。関係係法律、或いはいろ／＼な社会事業方面のこと、そういうふうなことにいたしても権威者の話を聞き、或いは座談

会というふうなことをいたして努力をいたしておられます。

○赤松常子君 非常に話を伺つてみますと無理もないことではございましてけれども、思ひつき程度のことによつとやつて来たように思ふのでございまして、社会事業者を養成いたしますのに、今厚生省が、三年前から社会事業学校を経営いたしまして、非常に計画的に十分なる資格を持たせて、立派な指導者を作つておられるのでございまして、こういう保護観察や保護司に關して法務省はそういうお気持ちで以て立派な指導者をお作りになるようなお考えをお持ちになつていらつしやつたのですか。

○政府委員(斎藤三郎君) できるだけそういうふうな人材を集めて、将来の職員を養成いたしますか、そういうことをいたしたいと存じておられます。又極く小規模ではございまして、全国的な保護事業の推進機關でございまして、協会がございまして、その協会の主催で保護司なり、或いは保護観察の職員を毎年五十名程度中央で研修いたしておられます。それは大分前からいたしておられます。そのうちから保護事業界に入つて来るという方が相当ございまして、できますればもつと大きなものでいたしたいと存じておられます。現在はまだまだ小規模のことしかいたしておらないのでございまして。

○赤松常子君 それから折角そういう制度が改革的に行われようとしておられるのですから、本当にそれがよき実を結びますように併行いたしまして、そういう観察制度、又観察官なり、保護司の質の向上を図つて、マイアツプしていい制度をお作りになつて行く誠意を

お持ちになられますように……それから出たかた、或いは観察中のかたに技術指導であるとか、或いは技術指導、生産技術を手伝えるというふうなこととはございませぬでしょうか、わからないのでその点伺いたいと思つておられます。

○政府委員(斎藤三郎君) 刑務所から出た人につきましては、現在生活保護法なり、職業安定法がございまして、国民に無差別平等でそういう保護をするという建前になつておられます。で、私どもの立場といたしましては、刑務所から出て社会に馴染み足らぬ、自分でひげ目を感じておる人の親代り、或いは兄弟代りになつてそういう公共の機関を利用してそこへ斡旋をして、そして職業なり技術をつけるといふことに努力するといふのが先づ第一の建前でございます。併しこういう特殊のかた／＼であり、人々でありますから、それで間に合わないという場合に、はじめて法務省が自分の予算でそういう人の保護を直接いたします。こういうことに現在厚生省なり、労働省との仕事の割振りがきまつておられますので、そういうことで進んでおるわけでございまして、従いまして法務省で刑務所から出た人は、末代、一生その人を面倒を見るというふうなことは、却つてその人がいつまでも犯罪者という特殊扱いを受けることになりまして、私といたしましてはできるだけ一般人と同じようにして、一般人と同じように作り上げておきたいと思つておられます。そのためには或る期間だけ法務省で、どうしても生活保護法の適用を受けさせたい。併し行くところがないといふやうな人については、法務省の監督いた

しております保護会に収容する、そこに又会によりましては授産施設を持つておりまして、そこで就業を与えるというふうなことをいたしております。さような保護会が現在百六十数個ございまして、五千人くらいの人を収容いたしております。

○赤松帯子君 昨日来保護司の試験が問題になつておりますが、保護観察官の待遇はどういうふうになつておりますか。

○政府委員(斎藤三郎君) これは一般の役人と同じでございます。いろいろその人の経歴なり資格なり、それによつて地位がきまつております。若干刑務職員と違いますが、特殊な危険といひますか、そういう意味で僅かの調整号俸といひますか、加俸といひますか、そういうものが若干ございまして、極く僅かでございます。

○赤松帯子君 ちよつとどのくらいでございますか。

○政府委員(斎藤三郎君) これはすべの公務員が原則的にそのうでございますが、学歴であるとか、社会的な経歴であるとか、そういうところから号俸をきめることになつております。一般的に観察官だけといひますか、その他いろいろなかにも刑務官であるとか、消防警察官であるとか、そういう危険な仕事に携わる者は調整号俸として一般のレベルよりも若干そこに加えるといふことになつております。観察官は一号だけ、普通の物差しで計つた俸給が決つておつて、それより一号だけ上げる、こういうふうになつております。

○一松定吉君 二十五条の二の二項、「保護観察ニ付テハ別ニ法律ヲ以テ之

ヲ定ム」とあるが、「別ニ法律ヲ以テ定ム」その法律の草案はできたのですか。

○政府委員(斎藤三郎君) これは「保護観察ニ付テハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム」とございまして、この保護観察は遵守事項を定め、そしてその取酒順位といふことは、特別法律で以て厳格にきめるといふ意味で、こういう規定を入れたわけでございます。この法律といふのは、この法案の六頁の犯罪者予防更生法の一部改正の第三十三条四号におきまして「刑法第二十五条ノ二第一項の規定により保護観察に付された者」これが犯罪者予防更生法によつて保護観察を受ける、こういう前の改正されない条文と相対して、そして保護観察の実態なり組織なり、或いは遵守事項なり、それを犯罪者予防更生法が定めておるのであります。うことになつております。

○一松定吉君 それならばそういうふうなことを明確にしたほうがいいのではないか、「別ニ法律ヲ以テ定ム」、保護観察について別にどの法律を以て定めるといふことであるが、これを準用することになるのです、あなたのおつしやるところによれば……。

○政府委員(斎藤三郎君) この法案全体が刑法等の一部改正といふことになつておまして、その内容は刑法の改正と、刑事訴訟法の改正と、犯罪者予防更生法と、更生緊急保護法の改正、この四つの項目に分れておまして、この今御指摘になりました二十五条といふものは刑法の改正でございます。この改正された結果は、こういう条文が刑法といふものの中に、二十五条の次に新たに入るわけでございます。

て、そして別の法律といふのは結局犯罪者予防更生法で定めておいて、そしてそれを受取つて犯罪者予防更生法により保護観察に付された者、犯罪者予防更生法によつて保護観察に付せられる、こういうふうになつておるのではありません。御指摘のようになつて法律を定めるといふこともつとわかりやすく申上げますれば、保護観察に付して犯罪者予防更生法の定めるところによりといふことでございますが、刑法では余りそういう他の法律を引張つてくるという例がないというふうなことで、こういうふうになつておるのでございます。

○一松定吉君 それはどうもわからんね。今私が疑問を持つたのは、つまり犯罪者予防更生法の保護観察に付された者云々といふことならば、これは犯罪者予防更生法のほうの保護観察に関する規定を準用し、と書けばいい、別に法律を以て定めるとあるものだから、別にこういう法律を運用するに於いて新たな法律を設ける……もうすつてにあるのですから、別に法律を以て定めたところによる、定めてあるのですから、定めるのじやない、これは言葉が悪いのですから考へて下さい、小さいことですが……私の伺つた要点は、御承知の通り昔監視規則といふものがあつたね。前科者の監視規則によつて警察官が、始終監視に付された者のところを訪問し、それから必ず月に一遍ぐらい何か手帳を持つて警察に出るといふようなことがあつた。改心しようと思つと、あれは前科者だ、警察が来るというので非常に困つた、それであの制度を廃止したことは御承知

の通りであります。そこで問題は、保護観察のやり方がお聞きしたい。それで今どういふような観察の仕方をするのか、それを明らかにしたい。どういふ法律で定めるのか。定めるならばその保護観察の内容はどうだといふことを聞きたかつたからそれを質問したのだが、昔の監視規則のようなことをやられるならば、折角今更生しようと思つたような者が、又どうもやけを起すといふことになつて来ると、折角執行猶予なんか与えても効果がなくなる。それが非常に我々にとつては心配だから何つた、その保護観察の仕方を具体的に……。

○政府委員(斎藤三郎君) 犯罪者予防更生法でその保護観察の方法等も、方針だけは法律で定めておきます。犯罪者予防更生法の三十五条、三十六条において、「保護観察において行つ指導監督は、左に掲げる方法による。一、その指導監督といふことは、保護観察に付されている者に適当な接触を保つて、常にその行状を見守る、保護観察に付されている者に対して前条第一項、前条第二項といふのは遵守事項でございます。その遵守事項を遵守させるため、必要且つ適切と認められる指示を与える、三が本人が社会の順良な一員となるように必要な措置を採ること、これが指導監督の方針でございます。して、保護観察は消極面であると存じます。三十六条は保護観察における指導監督といふ積極面でございます。この面におきましては教養訓練の手段を助ける、医療及び保護を得ることを助け、宿所を得ることを助け、職業を補導し、就職を助けること、環境を改善し、調整すること、更生を遂げ

るため適切と思われる所への帰住を助けること、その他本人の更生を完成させるために必要な措置を採ること、こういうふうな必要措置は文字として書いておきます。実際にはどういふふうになつておるかといひますと、先ず刑務所に入つた場合の対象者のことを申上げますと、現在は刑務所に入りまると、できるだけ早く刑務所から本人の家のある観察所に、こういう者がこういふふうなことをしてこの刑務所に入つておるといふようなことを通知してもらひまして、それによつてその近隣にある最も適当と思われる保護司を指定いたしまして、その人にその家庭の調査書の調成をお願いいたしております。そしてその家庭の環境の調査書の調成の結果を観察所と刑務所に通知してもらひまして、そして刑務所におきましてはそれを本人の矯正教育の一つの資料といたしております。そして観察所におきましては、当初におきましては本人に改悔を奨め、本人の責任を自覚させる、そして本人を激励するといふようなことに努める、保護司が場合によつて、本人にさような激励をするなり、適当な話をするといふようなことをいたし、さやうなことで矯正教育が進み、家庭の環境が改善されて参りますと、観察所のほうにございまして、地方委員会が本人に面接をいたしまして、刑期三分の一を達して、そして刑務所においてももう仮釈放にしてよろしいといふふうな申請がございまして、地方委員会の委員の一人がその施設に出向きまして、そして本人に面接をいたしまして、そのとき参考といたしま

するものは、その家庭の環境がどうい
うふうになつておるか、この受入態勢
ができておるかどうかというふうなこ
と、本人の受入態勢ができていなければ
、親に代る親戚知人等があるかどうか
かという点を十分に調査した資料と
それから刑務所内における本人の成績
等を刑務所側から取りまして、それ
を資料といたしまして本人に面接を
いたしまして、そして果して本人を
出すのがいいかどうか。出すとすれ
ば、如何なる時期がよろしいかとい
うことを調査をいたしまして、そして
仮釈放を決定いたしましたして、それ
を保護司に連絡を、通知をいたしまし
て、そして保護観察を委嘱する。さよ
うな関係で、保護司は、保護観察の担
当者は民間人でございまして、民間の
篤志家でございまして、その指導方針
も、積極、消極両面がございすけれ
ども、保護司という民間人のかたは主
として積極面を担当してもらいまし
て、本人の改善更生を図つておられま
るので、少くとも曾つての警察監視と
いうようなことの弊には陥らないよう
に、又現在もそういうことはないと存
じておりますが、陥らないように努
めておる次第でございします。

○委員長(郡祐一君) ちよつと速記を
とめて。
〔速記中止〕
○委員長(郡祐一君) 速記を始め
て。……では私からちよつと先ほどの宮
城委員の御質疑と関連したようなこと
になるのですが、再度の執行猶予を付
せない判決に対する控訴申立の範囲が
拡大される、そのために控訴事件が増
加して訴訟遅延の結果が起るといふよ
うなことはないだろうか、そういう点
についてはお考え如何ですか。

○政府委員(斎藤三郎君) 再度の執行
猶予を希望して控訴をする事例が殖え
やしないか。刑事局なり私どもの局な
りて若干殖えるかも知れませんが、そ
うのために訴訟遅延をいふふうなこ
とにまではならないのじやないか、か
ように存じております。

○委員長(郡祐一君) それから、再度
の執行猶予を与えることがいいとした
らば、それを軽微の犯罪に限らずに、罪
状は重罪でも酌量減刑して再猶予を付
するほうが適當だといふような場合、
例えば嬰兒殺しであるとか、知慮が浅い
ために放火をいたすとか、こういうよ
うなことで、たゞ、前に軽微の犯罪で
すでに執行猶予の言渡を受けている者
でも、これに再び執行猶予を付するほ
うが結果がいいのじやないかというよ
うなことは考えられないでしょうか。

○政府委員(斎藤三郎君) 最初の執行
猶予が現在三年以下といふことに相成
つております。従いまして、二度目の
場合に三年よりも低い期間でなければ
工合が悪いのじやないかといふことが
一応常識的に考えられまして、どの程
度のことがよかるうかといふ点をいろ
いろ考慮いたしまして、結局どの程
度にラインを引くかといふことにいろ
いろ考慮いたしまして、一年或いは一
年半といふようなことを考慮いたしま
した。一年半にいたしましたし、三年に
いたしましたし、仮に今年にいたしま
したとしても、強盗傷人といふこの事犯に
よりましては、何の気なしに、何の気
なしといふわけではないけれども、強
盗するつもりでなしに入つた、だが最
初でおつかなくて、追つかかれてつ
いその辺にあつたものを振廻したとい
うことでは強盗傷人七年以上というこ
うになりまして、これは現在でも初度
目の執行猶予を付かない、こういうよ
うなことになつて、どの程度にライ
ンを引くかといふことについて、何年と
いう認定をしなければならぬといふ
ラインは、実は発見できないのでござ
います。従いまして、あれこれ考えま
して、考えました線は、今度の刑訴の改
正におきましても権利保釈の中からい
わゆる重罪と言われておる一年以上の
ものは権利保釈の中から除外するとい
うような改正案もできておりました、
一応二度目の場合であるから従来程度
に考えたかどうかといふことで一年以
下といふことを考えましたが、更にこ
の案におきましては言渡し刑の一年と
いうことにはいたしましたから、事情か
ら再度の執行猶予に値するといふよう
な場合は、情状酌量の場合であらうと思
います。従つて半分まで下げることが
できますから二年、實際法定刑は二
年以上のものまで可能であるといふこ
とに相成る。いわゆる重罪中も相当
程度の者が二度目でも賄えるといふこ
とを一応いたしたかどうか。これは現
在の治安状況等もございまして、ただ
まあ犯罪者の改善、更生というライ
ンだけからも考慮できない問題でござ
いますから、あれこれ考慮いたしまし
て、重罪中でも相当程度のもは酌量
すれば一年になるということに拘泥し
まして一年以下ということにいたした
次第でございします。

○赤松常子君 最初、さつき保護会の
お話がございましたけれども、あそこ
に国家的に何か財政の補助がございま
すのでしょうか。

○政府委員(斎藤三郎君) 保護会は、
現在更生緊急保護法という法律により
まして法務大臣が認可をいたしまして
そして監督をいたしております。そう
して刑務所を出て本所に行く所のない
というふうな人、或いは家庭裁判所必
ら廻つて来た少年で本所に行く所がな
い、どうしても保護する必要があると
いふような人を国が委託して保護を
頼んでおります。従いまして例えば宿
泊を委託した場合には宿泊に要する費
用を国が支給いたしております。大体
生活保護法とは同程度のものをいた
してしております。そのほかに補導費とし
て月に百円程でございますか、それから
そのほかに建物の腐朽するものを補修
するよるな費用とか、或いは人件費の
若干とか、或いは事務費の若干を補助
いたしております。併しながらこれも
保護費と同様に、まだ私もからこれら
もつと充実したことをしなければいけ
ないんじやないかと思つております。

○赤松常子君 承れば承るほど本
当にお気の毒になつて、そうして今さま
ざまの受入態勢の不備、貧困さといふ
ものがはつきりわかつて参りました
のですが、どうぞどういふ点本所にお願
いしたいと思つております。私も実は保
護会を一つ知つておりました、非常に
お困りになつておるんです。その実情
をよく存じておりますので、是非々々
お願いしたいと思つております。
それから民生委員と保護司及び保護
観察官との連絡といふようなものは、
只今制度としてございしますのですか。

○政府委員(斎藤三郎君) 制度として
は直接的な繋りはございせんが、対
象者が、対象者の関係で必然的に関係
を生じて参ります。例えば対象者が生
活に困窮しておるといふような場合には
民生委員にお願いする。それから就職
先がないといふ場合には職業安定所に
連絡をする、そのために中央におきま
しても社会局なり職安室局と連絡をと
つております。地方の第一線におきま
してもそれらの出先機関と絶えず連
絡会議を開くようにいたしてございま
す。それから保護司さんは保護司さん
としてまあ民生委員のかたへ、と連絡
をとるようになつておりましたし、又
実際問題といたしましては保護司さん
の中の何割かは民生委員を兼ねておら
れます。又調停委員を兼ねておられま
すといふかたがございまして、制度的
には直接でなくとも実際には緊密な連
絡があるものと存じております。

○委員長(郡祐一君) この程度で午後
一時半まで休憩をいたします。
午後零時六分休憩
午後一時三十九分開会

○委員長(郡祐一君) 只今から午前
引続き開会いたします。
逃亡犯罪人引渡法についての質疑に
入ります。御質疑のおありのかたは順
次御発言を願います。……私から今伺
います点は、前に中山さんからも尋
ねのあつた点であります、更に刑事
局長のお考えを承りたいと思いま
す。九条の東京高等裁判所の審査につ
いて二箇月以内というのがあります
が、訓示的なものと読むべきでござ
いませうか、義務的なものと見るべき
でございませうか。義務的といいたし
ますならば、二カ月以内に決定がなか
つた場合にはどのように相成るもので
ございませうか。又この審査は公開
されるものでありませうか。それら

初度でおつかなくて、追つかかれてつ
いその辺にあつたものを振廻したとい
うことでは強盗傷人七年以上というこ
うになりまして、これは現在でも初度
目の執行猶予を付かない、こういうよ
うなことになつて、どの程度にライ
ンを引くかといふことについて、何年と
いう認定をしなければならぬといふ
ラインは、実は発見できないのでござ
います。従いまして、あれこれ考えま
して、考えました線は、今度の刑訴の改
正におきましても権利保釈の中からい
わゆる重罪と言われておる一年以上の
ものは権利保釈の中から除外するとい
うような改正案もできておりました、
一応二度目の場合であるから従来程度
に考えたかどうかといふことで一年以
下といふことを考えましたが、更にこ
の案におきましては言渡し刑の一年と
いうことにはいたしましたから、事情か
ら再度の執行猶予に値するといふよう
な場合は、情状酌量の場合であらうと思
います。従つて半分まで下げることが
できますから二年、實際法定刑は二
年以上のものまで可能であるといふこ
とに相成る。いわゆる重罪中も相当
程度の者が二度目でも賄えるといふこ
とを一応いたしたかどうか。これは現
在の治安状況等もございまして、ただ
まあ犯罪者の改善、更生というライ
ンだけからも考慮できない問題でござ
いますから、あれこれ考慮いたしまし
て、重罪中でも相当程度のもは酌量
すれば一年になるということに拘泥し
まして一年以下ということにいたした
次第でございします。

の点について御返事を伺いたいと思ひます。

○政府委員(岡原昌男君) 第九条の東京高等裁判所における審査の期間が遅くとも「拘束を受けた日から二箇月以内」に決定をするものとする。という書き方をしておりますのは、かような事件は、大体においてその材料がおおむね当該締約国のほうから提供されて来る場合が多いのでございまして、それらを審査して更にそれに関連する若干の事項をこちらで調べればよい。従つてそう長い時間は要るまいということから一応二箇月ということを予定いたしましたわけでございます。ただ例えればそれが非常に困難であるというふうな事件がないとも限りませんので、これはいざ今のお言葉によりましてと訓示的なこととなるのでございまして「ものとする」と、これは御承知の公職選挙法にいわゆる百日内に判決するように努めなければならぬ、あれよりは相当拘束力を持つた、つまり強い意味の訓示規定、かように理解しておるわけでございます。従いまして若しどうしても二箇月がちよつとでもはみ出るといふ場合がございまして、これは止むを得ずそのまま続くと、ここでございまして、その間成るべく早く審査をするという趣旨になつております。なお、手続の公開するかどうかという点につきましては、裁判所の規則の中にこの点が出て参りまして、現在の案では、その第二十条に、「審問期日の手続は公開の法廷において行ふ。但し逃亡犯罪人の請求があるとき又は裁判所が公けの秩序若しくは善良の風俗を害する虞れありとみるときは、これを公開しないで行ふ。」とい

うことに規則を定めることに予定いたしておるわけでございます。

○委員(藤田一君) なお十條の東京高等裁判所の決定について不服申立の途を開くというふうなことは必要ないとお考えでしょうか。

○政府委員(岡原昌男君) この点についていともいへば、考へてみたのでございまして、東京高等裁判所にこの事件を管轄させたのは、いわば事実審的な傾向を持つた事件であると同時に、これは全目的にまたがるものでなければいけません。この二つを東京高等裁判所というところで結び付けてみたわけでございます。これを全国的な管轄で見ますと、最高裁判所ということが本當は一番いいのではないだろうか。併し最高裁判所に事実の審理をさせるというの、これは如何なるものであろうか、むしろそういふふうな事実の審理に最も適する高等裁判所にやらしたほうがよからう、而もそれは全国であちこちばらばらにやるようなことでは、手続がむずかしくなりまして、東京一カ所をやつたらどうか。これが東京高等裁判所という考え方でございまして、すでにその手続について、さういふ割合に慎重な手続でやる以上は、これに對しては上訴を認める必要はなからう。ただその決定に基いて法務大臣が決定をした場合に、その行政処分に対しては一般の例に従つて行政措置をなし得る、これは不服の申立の途を残したほうがよからう、かような考え方に基いて立案したものでございまして。

○委員(藤田一君) なお二十二條の拘禁の停止についてちよつと伺いたいのですが、検察官の自由な拘禁の取消及び停止ということ、裁判所の審査

の妨害となるというふうな場合がありはせんだろうか。裁判所に取消又は停止を求めるとか、裁判所の許可を受けたいか。こういう点についてお考えを伺いたいと思ひます。

○政府委員(岡原昌男君) 大体拘禁の停止の場合、おおむね拘禁の事由がなくなつたという場合でございまして、例へば完全に外交機関が身柄を引受けるとか、或いは大使館員であるというものが受取る者ができたというふうな場合が考えられるわけでございますが、その他の場合におきまして、一般に拘禁を必要としないという事由が生じた場合は、これ以上不必要に本人の身柄を拘禁するのは、人権擁護の建前から如何なるものであるかということ、何時でも任居の制限等の手続をい

たし、或いは身柄を委託して拘禁の停止をすることができるといふこと、にいたしたのでございまして、それと同時にルールにおきまして、さういふ手続をする場合には、全部裁判所に通知をするという規定を置いて頂きますと、横の繋りも付けた、かようなこと

でございまして。

○委員(藤田一君) それからなお法案の五條の逃亡犯罪人の拘禁の点について、この点を総務課長から一応の御答弁を得るのであります。刑事局長からはつきりと伺いたいと思ひますが、それは第五條に、東京高等検察庁検事長が逃亡する虞れがある

と認めるときは、その判断は裁判官を拘束する、裁判官は拘禁許可状を交付しなければならぬことになつており

ますが、これと新憲法の令状主義の精神、従つて人権擁護の立場からのお考えというものを承わりたいと思ひます。

○政府委員(岡原昌男君) 逃亡犯罪人の引渡しに関する手続が、憲法の上からどういふ意味を持つて来るかという点につきまして、私どももいろいろ研究を重ねたのでございまして。憲法に国民の権利義務ということが書いてございまして、これは日本国民の権利義務であるということが一般的通例でございまして、さういふことから申しますと、この国民の権利義務というからには、外国人が身柄の引渡し要求を受け

て向うに連れて行かれる場合には、この憲法の保護を受けないという議論が、一応立つわけでございます。併しな

が、それは憲法の趣旨といひますか、如何に外国人であれ、一応日本に住む以上は、日本の憲法は、やはりその精神が外国人まで及ぶといつたような考

え方がむしろ妥当ではないかというふうな考へから、実は割合に慎重な手続をとつたような次第でございまして。そこでこの東京高等検察庁が逃亡犯罪人が逃亡する虞れがあると認めると、或いは認めると認めるといふこと、或いは認めると認めるといふこと、認

めますが、この場合は虞れがないと認める場合でございまして、つまり拘禁をさせない場合でございまして、いわば人権を拘束しない面、つまり消極的な保護の面でございまして、この点については裁判所でのような判断に基いてやりまして、人権の侵害といふふうな問題は起きない、かように理解しておるわけでありまして。

○委員(藤田一君) それからなお法案の五條の逃亡犯罪人の拘禁の点について、この点を総務課長から一応の御答弁を得るのであります。刑事局長からはつきりと伺いたいと思ひますが、それは第五條に、東京高等検察庁検事長が逃亡する虞れがある

と認めるときは、その判断は裁判官を拘束する、裁判官は拘禁許可状を交付しなければならぬことになつており

あるといふ御答弁でありましたが、この訓示規定的なものをどういふ法律の中に設けるのかどうかと考へるのでありますが、この通り守らなくても仕方がないのだといふことを初めから予定されておるようなものを置くことは非常に考へるものではないか。やはりさういふ意味のものであれば、裁判所の規則の中に判事に対する一つの指示として書く、さういふことのほうが適当ではなからうかと思ひます。やはり法律を作つた以上は、それを守らなければいけません、これは相手方を拘束しておるわけですから、拘束されておるほうからやはり我々の常識と違つた一つの異議なりそのようなものが予想されるのじやないかと考へるのですが、如何でしよう。

○政府委員(岡原昌男君) 御尤もの御質問でございまして、私どももいたしましてこの審査の期間をどれくらいにして、さうして身柄をどういふふう

にその間取扱つたらよからうかという問題につきましては、いろいろな角度から実は検討いたしましたわけでございます。その考へる要素と言ひますと、先ほど申した通り、先方から引渡される資料が大体どれくらいあるものであろうか、つまりさういふ事件について引渡を要求する、その書面ですつと資料が廻つて来るわけでありまして、その資料を裁判所において検討いたしましたし

て、それは法律に該当するかしないか、それからその人間が人違いがあるかないか、或いは条約に該当するかしないかといふような問題を少し検討するわけでございます。それに関連して若干補充的な事項を内地では調査する

○委員(藤田一君) それからなお法案の五條の逃亡犯罪人の拘禁の点について、この点を総務課長から一応の御答弁を得るのであります。刑事局長からはつきりと伺いたいと思ひますが、それは第五條に、東京高等検察庁検事長が逃亡する虞れがある

と認めるときは、その判断は裁判官を拘束する、裁判官は拘禁許可状を交付しなければならぬことになつており

○委員(藤田一君) それからなお法案の五條の逃亡犯罪人の拘禁の点について、この点を総務課長から一応の御答弁を得るのであります。刑事局長からはつきりと伺いたいと思ひますが、それは第五條に、東京高等検察庁検事長が逃亡する虞れがある

と認めるときは、その判断は裁判官を拘束する、裁判官は拘禁許可状を交付しなければならぬことになつており

○委員(藤田一君) それからなお法案の五條の逃亡犯罪人の拘禁の点について、この点を総務課長から一応の御答弁を得るのであります。刑事局長からはつきりと伺いたいと思ひますが、それは第五條に、東京高等検察庁検事長が逃亡する虞れがある

と認めるときは、その判断は裁判官を拘束する、裁判官は拘禁許可状を交付しなければならぬことになつており

○委員(藤田一君) それからなお法案の五條の逃亡犯罪人の拘禁の点について、この点を総務課長から一応の御答弁を得るのであります。刑事局長からはつきりと伺いたいと思ひますが、それは第五條に、東京高等検察庁検事長が逃亡する虞れがある

と認めるときは、その判断は裁判官を拘束する、裁判官は拘禁許可状を交付しなければならぬことになつており

○委員(藤田一君) それからなお法案の五條の逃亡犯罪人の拘禁の点について、この点を総務課長から一応の御答弁を得るのであります。刑事局長からはつきりと伺いたいと思ひますが、それは第五條に、東京高等検察庁検事長が逃亡する虞れがある

と認めるときは、その判断は裁判官を拘束する、裁判官は拘禁許可状を交付しなければならぬことになつており

○委員(藤田一君) それからなお法案の五條の逃亡犯罪人の拘禁の点について、この点を総務課長から一応の御答弁を得るのであります。刑事局長からはつきりと伺いたいと思ひますが、それは第五條に、東京高等検察庁検事長が逃亡する虞れがある

と認めるときは、その判断は裁判官を拘束する、裁判官は拘禁許可状を交付しなければならぬことになつており

と認めるときは、その判断は裁判官を拘束する、裁判官は拘禁許可状を交付しなければならぬことになつており

○委員(藤田一君) それからなお法案の五條の逃亡犯罪人の拘禁の点について、この点を総務課長から一応の御答弁を得るのであります。刑事局長からはつきりと伺いたいと思ひますが、それは第五條に、東京高等検察庁検事長が逃亡する虞れがある

と認めるときは、その判断は裁判官を拘束する、裁判官は拘禁許可状を交付しなければならぬことになつており

○委員(藤田一君) それからなお法案の五條の逃亡犯罪人の拘禁の点について、この点を総務課長から一応の御答弁を得るのであります。刑事局長からはつきりと伺いたいと思ひますが、それは第五條に、東京高等検察庁検事長が逃亡する虞れがある

と認めるときは、その判断は裁判官を拘束する、裁判官は拘禁許可状を交付しなければならぬことになつており

と認めるときは、その判断は裁判官を拘束する、裁判官は拘禁許可状を交付しなければならぬことになつており

○委員(藤田一君) それからなお法案の五條の逃亡犯罪人の拘禁の点について、この点を総務課長から一応の御答弁を得るのであります。刑事局長からはつきりと伺いたいと思ひますが、それは第五條に、東京高等検察庁検事長が逃亡する虞れがある

と認めるときは、その判断は裁判官を拘束する、裁判官は拘禁許可状を交付しなければならぬことになつており

○委員(藤田一君) それからなお法案の五條の逃亡犯罪人の拘禁の点について、この点を総務課長から一応の御答弁を得るのであります。刑事局長からはつきりと伺いたいと思ひますが、それは第五條に、東京高等検察庁検事長が逃亡する虞れがある

と認めるときは、その判断は裁判官を拘束する、裁判官は拘禁許可状を交付しなければならぬことになつており

と認めるときは、その判断は裁判官を拘束する、裁判官は拘禁許可状を交付しなければならぬことになつており

○委員(藤田一君) それからなお法案の五條の逃亡犯罪人の拘禁の点について、この点を総務課長から一応の御答弁を得るのであります。刑事局長からはつきりと伺いたいと思ひますが、それは第五條に、東京高等検察庁検事長が逃亡する虞れがある

と認めるときは、その判断は裁判官を拘束する、裁判官は拘禁許可状を交付しなければならぬことになつており

○委員(藤田一君) それからなお法案の五條の逃亡犯罪人の拘禁の点について、この点を総務課長から一応の御答弁を得るのであります。刑事局長からはつきりと伺いたいと思ひますが、それは第五條に、東京高等検察庁検事長が逃亡する虞れがある

と認めるときは、その判断は裁判官を拘束する、裁判官は拘禁許可状を交付しなければならぬことになつており

わけでございますが、恐らくそういう事項は余りないだろう。大体外国において犯された犯罪でございますので、こちらでそう新らしく証拠を調べてどうしようというところは余りないだろう。従つて二箇月もあつたら大抵いいだろうというのが二箇月の根拠でございます。ただ二箇月内にどうしても調がつかない、例えは何かどうしてでもこれは外国から誰かを呼んでどう／＼どう／＼点についてちよつと聞いてみなければ、いずれとも判断ができない、ところがそれがその召喚の手續の関係で例えは一週間乃至十日遅れるということも予想されるわけでございます。その一人だけ調べれば大体わかる、併しそれが来なければ判断ができないという場合に、それをなお且つどちらかにきめてしまふというのものはどういふものであろうか。現在の実は公職選挙法の二百五十三条の二でございますか、御承知の百日内に裁判しなければならぬ、あの裁判につきましても実は丁度同じような問題が起きたことがございます。出納責任者とか或いは総括主宰者とか或いは候補者自身が犯罪を犯しました候補者につきましても、自分の買収なら買収事犯が発覚して、それが問題になつておる、出納責任者については連座規定の働くような違反があつたという場合には、その事実関係を早く確定させるために百日内にやれというのを書いてございますけれども、さてそれではその事件を実際にやつて百日内にどうしてもまとめあげなければいかんかというのと、これを裁判所は今度はいい加減に裁判しろというふうな、逆から申しますと、そういうふうなことになりまして、それも

いかんというので「努めなければならぬ。」という表現になつたわけなのでございます。今度の場合は恐らく「努めなければならぬ。」という程度ではなくて二カ月内にこれをきめてしまへ、きめ得るだろうという予想の下に「ものとす」という表現、それが原則だ、そうしなければいかんというものが出ておるわけでございます。併しこれを以て裁判所の審理権をこの点から侵害するといふのも言えませんが、ことであるからして、それは法律で、ルールで書くよりも法律で明らかにすべきことではないかと、先ほど御心配に申しましたのは、まあお尋ねも御心配規定と申したもので、一応訓示規定と申上げたわけでございますが、いわゆる法律的に申せば厳格規定と対比すれば、訓示規定でございますけれども、その意味は相当強いものである。かように我々は考えておるのでございまして、ルールにはこの点は特に触れてないわけでございますが、法律にこれが書いてございまして、むしろそのほうが強いのではないか、かように感ずるのでござい

まいます。従つてこの政治犯であるかどうかといふことの考え方が、随分違つて来るだろうと思つておるのだ。そうすると一方的な資料だけではないかといふふうなこともあるのじやないか。そうなりますと、隣りの裁判所から記録を取寄せるといふふうな簡単なわけにも行かないでしようし、両方の国の刑法の建前が違つてゐる点がありますから、そういう点で困るようなことができて来ないかと心配するのですが、その辺自信があれば結構なものです、どんなものなんでしょうか。

○政府委員(岡原昌男君) 御心配に御尤もでございます。で一応第九条といたしましては「審査の請求を受けたときは、すみやかに、審査を開始し、決定をするものとする。」一応速やかにという文字を入れまして、更に身柄が拘束されておる場合には「おそくとも、拘束を受けた日から二箇月以内に決定をするものとする。」一こういふうに二段に抑えてあるわけでございます。ですからもう事件が来たらずやんなさいよ、そうして身柄拘束されな事件はいつまででもいいがとは書いてございませぬが、それは人身を拘束しておられませんから、いわゆる人権保障の面について欠くところはなない。ただ対外的にお前のほうに請求したのがなか／＼来ないじやないかという外交的な問題は生じましても、本人に対する身柄の保障の問題はこれではなくて、併し身柄がもう現に拘束されておる場合には、本人に迷惑をいつまでもかけるといふのは本意ではございませぬし、これは遅くも二カ月以内に決定をするものとする、

こういふことで抑えてあるわけでございます。で御心配の例えは事実の認定等についていろいろ問題が起り得るだろうといふことは、これは私もも予想いたしております。そういう場合は、従来外交史上にもいろいろあるようございまして、政治犯と認定するかどうかによつて戦争状態まで随つた前例等もあるやうでございますが、それは結局そういう決定をする際に、これを政治犯と認定するかどうかといふ微妙な点で争いが出て来る場合があるやうと思つておられます。その場合におきまして、東京高等裁判所はやはりおきまして、東京高等裁判所はやはりその与えられた資料を基にいたしまして、それから諸般の事情を斟酌してきめることになるわけでございますが、お話のように例え二カ月経つても、その判断がつかないという場合は確かにあり得るわけでございます。さういふ場合には止むを得ずして若干の延長をする、これは本人には大変気の毒ではあるけれども、重大なる事項を決定するわけでございますから、これも止むを得ないではないだろうか、かような大体の考え方に基いたものでございませぬ。

○龜田得治君 日本の裁判所で本當にこの判断がつかないために二箇月以上かかつておる、こういう場合に要求しておるほうは或いは故意に延ばしておるのである、これはやはりそういう問題の起るの、やはり政治犯について起ると思つておる。そういうのはあちらとしても特に要求したいわけですね。普通犯罪だと自国の建前からは普通犯罪であるから渡せ、こう強硬に言つて来ておるわけだと思つておる。そういう場合にこちらが判断つきかねるために

それを抑えてもらつて、そうしてこれを引渡してくれという、こういうのが要求でございますから、そういう問題は起きないと思つたのでございます。我が国のほうにいたしましては、主として問題を如何に引渡しを受けた人間の人權を保障するかという面と、それから東京高等裁判所においての審理の實際の形態においてどれくらいが一番妥当であろうかというところまで組合せられたのが二箇月という考え方でござい

ますが、なおそれでも只今御心配のよきな国際紛争というか、いろいろな外交折衝が非常にとんがつて参ることがこれはあり得ると思つて参ります。さうな場合には、現在の国際法の建前では、国際司法裁判所というものにとちかか

が提訴をいたします。それによつて事を平和的に処理する、かようなことにまあ大体なつておるわけでありま

は簡単に判断がつかないのだからと思つたので、だからこれは極めて良心的に書かれた二箇月でしようが、却つてこういふことが何かのほずみに非常なマイナスになることがないかどうか。これは本心に心配になるのですが、どうですか。

○政府委員(岡原昌男君) 御心配御尤もでございます。ただ各国とも同じよきな問題がこれは起り得るわけでありまして、裁判所の判断を仰いだ上で、その判断の上に立つて行政処分があるという各国の立法例を見ましても、その点の配慮はやはり一応してあるよ

うであります。中には明確に二箇月更新の手續というよきなことを書いたところもございまして、それから期間を変更し得るといふことを書いたところもあるよきでございますが、ただそれを表面から出しておきますと、如何にも延びるのは勝手放題、延ばし得るんだからまあよかろうといふふうな気が自然動くわけでございます。さうなことがあつては、本人の身柄を保護するゆえんではない、やはり両方の調和点をこの辺で書いておくのが一番妥当であらうといふので、二箇月内に判断をするものとするという表現を使つたわけでございます。

という問題を一日でも早く解決してやりたい、出してやりたい、そういう観点と少し違つた立場で一つ考へて行か

○政府委員(岡原昌男君) 御尤もでございます。ただやはりこういふ審問手續というものは、殊に対外的な関係もございまして、それから今の身柄の点についても日本国の大体の、何とい

ますか、かような身柄に対する配慮といつたよきなものでございまして、そういうよきなものが法文に現われておるよき、これは各国似たよきな形をとつておりますので参照したわけでありまして、これと一応参照されるのは、例の勾留期間の二箇月といふことも考えられるわけでありまして、それはとにかくいたしまして、東京高等裁判所においての實際の取扱ひを想像いたしますのに、大体二箇月あればこれは丁度いいあんばいじやなからうか、むしろ中には一箇月くらいで済むものもありま

いうよきなことで、一応は逃げられるわけでございます。実際は大抵そういう事件は起るまいと実は確信しておるわけでございます。紛争は余り起るまいと思つておる次第でございます。

○委員(都村一君) 他に御質疑ございませぬか。

○補見委員 私は極く簡単なことで二点だけ伺いたいのですが、それは逃亡犯罪人引渡条約と、それから今度の法律と内容的に違つた点で、二、二伺いたいのであります。それは第一点は、今亀田さんから御質問のあつた、二箇月以内の問題と関連することなんです、旧条例の十七条では、二箇月以上留置せらるることなかるべし、こ

ことに例えはいたしておきますと、審理がもうちよつと経てば、あと二週間或いはあと一週間完全にどちらか判定がつくという場合にも、一応身柄を放さなければいかんというよきな問題が出て来るわけでございます。併し若しそれが一週間経つたあとで、調べて見たらやはり引渡すべき事件であつたといふことになりました場合に、それから又追かけてどこか探して歩くといふことになるわけでございます。これは手續としても非常に困難であるのみならず、いわば裁判所の審理権といふものをその面から制約するといふよきなこともなりました。問題が紛糾する余地が非常に多くなる。そこで「ものとする」といふ面、若干の弾力性を持たせつ、何と申しますか、成るべく早くやれといふ趣旨をそこに入れた、かようなことでございます。

○補見委員 二箇月以内で決定するものとすると、強い訓示的な規定とすれば、旧条例でも私はよかつたのじやないかと思つたのですが、そこで具体的に今おつしやつたよきな、もう少しすれば事件が解決する、判定がついたといふよきな具体的事例はあつたのでしようか。

○政府委員(岡原昌男君) 実はこの逃亡犯罪人引渡条約関係の資料を私も相当あちらこちら探しまして、主として学説方面の資料は大分集まりました。ですが、実際のものは、この前の空襲で全部焼失いたしましたのでござい

ういうことはあり得るし、各国の立法例もそうなつておるのであるから、これは恐らくほかでも問題になつたから、そうなのだからというふうな観点から立案したのでございます。

○楠見義男君 それからもう一点、十五条によると、引渡命令があつてから三十日目の日とするとありますね。それからこれに該当する旧条例においては、そういうふうな規定なしに、すぐにも引渡ができるようなふうになつて、ただ或る期間内に向うから引取がなかつた場合の規定が置いてありますね。これは旧条例と新しい法律との相違は、どういふ理由に基いて、どういふふうな三十日目の日というふうな限定をやつておるのでしようか。

○政府委員(岡原昌男君) 今度の十五條は、趣旨としては前と違つておらないつもりでございます。と申しますのは、「前条第一項の引渡の命令による逃亡犯罪人の引渡の場所は、逃亡犯罪人が拘禁許可状により拘禁されている監獄とし、引渡の期限は、」ということで、最終期限は、「引渡命令の日翌日から起算して三十日目の日とする。」但し、拘禁されていないときは云々ということになります、いつでもすぐに渡せる。併しいつまでも取りに來ないならば放してしまひますよ、こういう趣旨でございます。

○楠見義男君 わかりました。

○委員長(郡祐一君) 他に御質疑ございませんか。

御質疑がないようでありますから、質疑は終局したものと認めて、これより討論採決に入りたいと存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(郡祐一君) 御異議ないものと認めてこれより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

別に御発言もないようでありますから、討論は終局したものと認めて直ちに採決に入ります。

なお、念のため申し上げますが、本案につきましては、説明を聴取いたしました通り、衆議院において修正されたので、この修正点をも合せたものが原案でございます。本案を原案通り可決することに賛成の諸君の御拳手を願ひます。

〔賛成者拳手〕

○委員長(郡祐一君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、例によりまして、委員長の本会議における口頭報告の内容その他の便宜委員長に御一任願ひます。本案に賛成の諸君の御署名を願ひます。

- 多数意見者署名
- | | |
|-------|-------|
| 宮城タマヨ | 楠見 義男 |
| 亀田 得治 | 木村篤太郎 |
| 青木 一男 | 棚橋 小虎 |
| 小野 義夫 | |

○委員長(郡祐一君) 次に、先般設置されました売春対策に関する小委員についてでございますが、この小委員の人選は委員長に御一任願つておりました。その後委員各位の御希望を伺ひました結果に基きまして、次のかたぐい小委員に指名いたしましたと存します。

- 加藤武徳君、小野義夫君、宮城タマヨ君、楠見義男君、亀田得治君、赤松常

子君、棚橋小虎君、一松定吉君、及び私、郡祐一の九名でございます。本日はこれを以て散会いたします。次回は明十七日午前十時から開会いたします。

午後二時二十四分散会

七月十六日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、逃亡犯罪人引渡法案(予備審査のための付託は六月二十四日)